

熊本県生活困窮大学生等のための給付金交付要項

(趣旨)

第1条 熊本県生活困窮大学生等のための給付金（以下「給付金」という。）については、日本国政府の新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項の規定による新型コロナウイルス感染症をいう。）緊急事態宣言の影響により生活に困窮する大学生等に対し、予算の範囲内で交付するものとし、その交付については、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要項に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要項において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 大学等 学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学、大学院、短期大学、高等専門学校（4年次、5年次及び専攻科）、専修学校（専門課程）をいう。
- (2) 大学生等 大学等に在籍する者をいう。
- (3) 高等学校等 学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による高等学校、中等教育学校、高等専門学校、及び専修学校（高等課程）等であり、卒業又は修了により大学等へ入学することのできる資格を有することができる学校をいう。
- (4) 生計維持者 大学生等の父母など、大学生等が大学等に在籍するにあたって必要となる費用（学費、生活費等）を負担している者をいう。

(交付対象者)

第3条 給付金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する大学生等とする。

- (1) 令和2年（2020年）4月7日（以下「基準日」という。）において熊本県内の大学等に在籍していること。
- (2) 基準日において熊本県外の大学等に在籍している者であり、次のいずれかに該当する者。
 - ア 熊本県内において高等学校等を卒業又は修了した者。
 - イ 熊本県内において学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による中学校を卒業し、高等学校等を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者。（県外の高等学校等を卒業又は修了した者を除く。）
 - ウ 「イ」に関わらず、熊本県内に居住しながら県外の高等学校等を卒業又は修了した者。

(交付の要件)

第4条 給付金の交付は、交付対象者の生計維持者が地方税法（昭和25年法律第266号）の規定による直近の個人の都道府県民税及び市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）（以下「個人住民税」という。）が非課税であることを要件とする。

(給付金の受給申請)

第5条 交付対象者は、給付金の交付を希望するときは、熊本県生活困窮大学生等のための給付金交付申請書（別記第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて、別途定める申請の期限までに、知事に提出しなければならない。

(1) 生計維持者の課税状況等を確認できる次のいずれかの書類の写し

ア 生計維持者の直近の個人住民税の課税証明書

イ 生計維持者の生活保護受給証明書

ウ 交付対象者が在籍する大学等において、交付対象者が授業料等減免対象者（大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）第8条の規定による授業料等減免対象者をいう。以下同じ。）であることを確認できる書類

(2) 給付金の振込先の通帳（口座名義や口座番号等が確認できる箇所）の写し

(3) 交付対象者が大学等に在籍することを確認できる書類の写し

(4) 生計維持者の世帯全員分の住民票の写し（第1号でア又はイを提出する交付対象者のみ）

(5) 高等学校等を卒業したことを確認できる書類の写し（第3条第2号に該当する交付対象者のみ）

(6) 熊本県内の中学校を卒業したことを確認できる書類の写し（第3条第2号のイに該当する交付対象者のみ）

(7) 高等学校等を卒業又は修了した時点において、熊本県内に居住していたことを確認できる書類の写し（第3条第2号のウに該当する交付対象者のみ）

(8) その他知事が必要と認める書類

2 熊本県生活困窮大学生等のための給付金交付申請書（別記第1号様式）に記載された振込口座の口座名義人が交付対象者本人ではない場合には、熊本県生活困窮大学生等のための給付金受領委任状（別記第2号様式）を前項の書類に添付しなければならない。

(交付の決定・確定)

第6条 知事は、前条の規定による申請があったときは、交付に関する事項を審査し、交付の可否及び金額を決定するものとする。

2 知事は、前項の規定により給付金の交付を行うときは、熊本県生活困窮大学生等のための給付金交付決定・確定通知書（別記第3号様式）により、給付金の交付を行わないときは熊本県生活困窮大学生等のための給付金不交付決定通知書（別記第4号様式）により、申請者に通知するものとする。

(給付金の金額及び交付の方法)

第7条 給付金は、令和2年度（2020年度）において交付対象者1名につき1回給付するものとし、その金額は50,000円とする。

2 知事は、給付金の交付を行うときは、第6条第1項により決定した交付金額を熊本県生活困窮大学生等のための給付金交付申請書（別記第1号様式）に記載された振込口座に振り込むことにより行うものとする。

（交付決定の取消し）

第8条 知事は、第6条第1項の規定による交付決定を受けた者が、次の各号に該当する場合には、給付金の交付を取り消すことができるものとする。

（1）虚偽の申請により交付決定を受けたことが明らかになったとき。

（2）その他知事が必要と認めるとき。

2 前項の規定による取消しの効果は、交付の決定日に遡り生じるものとする。

3 知事は、第1項の規定による取消しをしたときは、熊本県生活困窮大学生等のための給付金交付決定・確定取消通知書（別記第5号様式）により通知し、給付金の返還を求めるものとする。

（雑則）

第9条 この要項に定めるもののほか、給付金の交付に必要な事項は、別に定める。

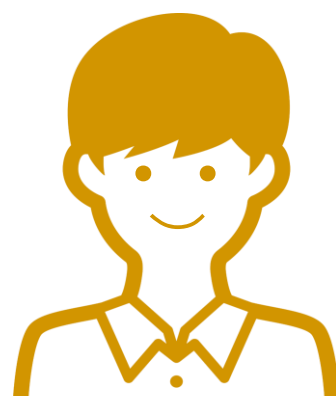
附 則

この要項は、令和2年（2020年）5月25日から施行する。

熊本県生活困窮大学生等のための 給付金交付事業



新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けている、熊本県内の大学生等及び熊本県外に進学した大学生等のみなさんに**5万円**を給付します。



概要

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、生活に困っている熊本県内の大学生等及び熊本県外に進学した大学生等のみなさんに給付金を交付し、修学の継続を支援します。

対象者

令和2年(2020年)4月7日時点で、下記(1)、(2)のいずれかに該当する者。
(1)熊本県内の大学等に在籍している者。
(2)熊本県内の高等学校等を卒業・修了後、熊本県外の大学等に在籍している者。
※大学等：大学(4年制、6年制)、短期大学、大学院、高等専門学校(4、5年及び専攻科)、専修学校(専門課程)

支給要件

対象者の生計維持者（父母等、大学生等の学費や生活費を負担している者）が直近の住民税が非課税であること。

申請方法

交付申請書と以下の添付書類を、熊本県企画課大学生等給付金係へ郵送で提出してください。

＜添付書類＞

- ①【必須】次のいずれかの書類のコピー
ア.生計維持者の直近の個人住民税の課税証明書
イ.生計維持者の生活保護受給証明書
ウ.在籍する大学等において授業料等減免対象者（第Ⅰ区分）であることを確認できる書類（大学等における修学の支援に関する法律による授業料減免認定結果通知書など）
- ②【必須】給付金の振込先の通帳のコピー（口座名義や口座番号等が確認できる箇所）
※振込先の口座は原則本人名義の口座をお願いします。振込先の口座名義が申請者本人の氏名と異なる場合には、委任状の添付が必要です。
- ③【必須】大学等に在籍することを確認できる書類のコピー（学生証のコピーなど）
- ④【①のア、イを添付している方のみ必要】生計維持者の住民票のコピー（世帯全員分）
- ⑤【熊本県外の大学等に在籍している方のみ必要】高等学校等の卒業証書等のコピー
- ⑥【高等学校卒業程度認定試験合格者の方のみ必要】合格証明書のコピー及び中学校の卒業証書等のコピー
- ⑦【熊本県内に居住しながら熊本県外の高等学校等を卒業した方のみ必要】高等学校等卒業時に熊本県内に居住していたことが確認できる書類のコピー（住民票や戸籍の附票のコピーなど）

受付期間

令和2年(2020年)
5月27日(水)～9月15日(火)

提出先

〒862-8570
熊本県企画課
大学生等給付金係（※住所記載不要）



事業の概要や、申請書のダウンロードなどは、熊本県庁ホームページから行ってください。

©2010熊本県くまモン

《問合せ》 熊本県生活困窮大学生等給付金相談窓口（9時～19時／平日及び土日祝対応）

電話：096-333-2738

ホームページ：https://www.pref.kumamoto.jp/kiji_33055.html

または

熊本県企画課

検索

熊本県知事 様

熊本県生活困窮大学生等のための給付金交付申請書

次のとおり熊本県生活困窮大学生等のための給付金の交付を申請します。

記入日（申請日）	年	月	日
ふりがな			
申請者氏名	印		
申請者住所	〒	—	TEL — —

1 申請金額	金50,000円		
2 在籍大学等（令和2年4月7日時点）			
学校名	所在地	都・道・府・県 （該当するものに○をつけてください）	
	学年		
学部・課程	学籍番号		
3 出身高校等 ※2で熊本県外の大学等に在籍している方のみ御記入ください。			
学校名	所在地	都・道・府・県 （該当するものに○をつけてください）	
4 生計維持者			
①	（ふりがな）	住所	〒 — TEL — —
	氏名		
②	（ふりがな）	住所	〒 — TEL — —
	氏名		

5 振込口座（ゆうちょ銀行以外）※原則申請者本人の口座を記入してください。						
口座振替払	金融機関名	銀行・農協 信用金庫 信用組合	支店名	本店・本所 支店・支所 出張所	金融機関・支店コード	
	預金種別	1 普通 2 当座	口座番号 （右詰めで記入）	フリガナ 口座名義		

5 振込口座（ゆうちょ銀行のみ）※原則申請者本人の口座を記入してください。						
口座振替払	通帳記号 （6桁目がある場合は※欄に記入）	通帳番号 （右詰めで記入）	フリガナ			
	1 0 ※ —		口座名義			

添付書類 必要な添付書類について、□に✓をつけてください。

- ☐ 【必須】 次のいずれかの書類のコピー
- ア 生計維持者の直近の個人住民税の課税証明書
 - イ 生計維持者の生活保護受給証明書
 - ウ 大学等における修学の支援に関する法律による授業料減免認定結果通知書など
- ☐ 【必須】 給付金の振込先の通帳のコピー（口座名義や口座番号等が確認できる箇所）
- ※申請者本人の口座が無い場合には、「5 振込口座」欄には生計維持者等の口座を記入し、委任状（別記第2号様式）を必ず添付してください。
- ☐ 【必須】 大学等に在籍することを確認できる書類のコピー（学生証のコピーなど）
- ☐ 【ア・イを添付している方】 生計維持者の住民票のコピー（世帯全員分）
- ☐ 【熊本県外の大学等に在籍している方】 高等学校等の卒業証書等のコピー
- ☐ 【高等学校卒業程度認定試験合格者の方】 合格証明書のコピー＋中学校の卒業証書等のコピー
- ☐ 【熊本県内に居住しながら熊本県外の高等学校等を卒業した方】 高等学校等卒業時に熊本県内に居住していたことが確認できる書類のコピー（住民票や戸籍の附票のコピーなど）

「申請者氏名」欄の押印を忘れないようにご注意ください

熊本県生活困窮大学生等のための給付金交付申請書

記入例

次のとおり熊本県生活困窮大学生等のための給付金の交付を申請します。

記入日（申請日）	2020年 6月 15日
----------	--------------

ふりがな 申請者氏名	くまもと けんちょう 熊本 県庁	申請者本人の印鑑 
申請者住所	〒862-8570 TEL 096-333-2738 熊本県熊本市中央区水前寺6-18-1	

申請書に不備等がある場合に電話で連絡しますので、必ず記入してください。

1 申請金額	申請者は学生本人	金 額
--------	----------	-----

2 在籍大学等（令和2年4月7日時点）			
学校名 ●●大学	所在地	熊本	都・道・府・県 (該当するものに○をつけてください)
	学年	3年	
学部・課程 ●●学部	学籍番号	12A345678E	

3 出身高校等 ※2で熊本県外の大学等に在籍している方のみ御記入ください。			
学校名	熊本県外の大学に在籍している方は必ず記入（県内大学等に在学している方は不要）		

4 生計維持者			
①	(ふりがな)	くまもと けん	〒862-8570 TEL 096-333-2738
	氏名	熊本 県	
②	(ふりがな)	くまもと ちょう	
	氏名	熊本 庁	住所 熊本県熊本市中央区水前寺6-18-1

「生計維持者」については、必ず「生計維持者に係るQ&A」を御覧ください。（熊本県ホームページに掲載しています。）
→https://www.pref.kumamoto.jp/kiji_33055.html

5 振込口座（ゆうちょ銀行以外）※原則申請者本人の口座を記入してください。									
口座振替払	金融機関名	●● 銀行 農協 信用金庫 信用組合	支店名	●● 本店・本所 支店・支所 出張所	金融機関・支店コード				
	預金種別	1 普通 2 当座	口座番号 (右詰めで記入)	7 6 5 4 3 2 1	フリガナ	クマモト ケンチョウ	口座名義		
						熊本 県庁			

5 振込口座（ゆうちょ銀行のみ）※原則申請者本人の口座を記入してください。									
口座振替払	通帳記号 (6桁目がある場合は※欄に記入)	通帳番号 (右詰めで記入)	フリガナ						
	1 0 ※	—	振込口座が本人以外（生計維持者等）の場合は、必ず委任状（別記第2号様式）が必要です。 ※委任状の様式は、県ホームページに掲載しています。						

添付書類 必要な添付書類について、□に✓をつけてください。

- ☒ 【必須】 次のいずれかの書類のコピー
 - ア 生計維持者の直近の個人住民税の課税証明書
 - イ 生計維持者の生活保護受給証明書
 - ウ 大学等における修学の支援に関する法律による授業料減免認定結果通知書など
- ☒ 【必須】 給付金の振込先の通帳のコピー（口座名義や口座番号等が確認できる箇所）

※申請者本人の口座が無い場合には、「5 振込口座」欄には生計維持者等の口座を記入し、委任状（別記第2号様式）を必ず添付してください。
- ☒ 【必須】 大学等に在籍することを確認できる書類のコピー（学生証のコピーなど）
- ☒ 【ア・イを添付している方】 生計維持者の住民票のコピー（世帯全員分）
- ☐ 【熊本県外の大学等に在籍している方】 高等学校等の卒業証書等のコピー
- ☐ 【高等学校卒業程度認定試験合格者の方】 合格証明書のコピー＋中学校の卒業証書等のコピー
- ☐ 【熊本県内に居住しながら熊本県外の高等学校等を卒業した方】 高等学校等卒業時に熊本県内に居住していたことが確認できる書類のコピー（住民票や戸籍の附票のコピーなど）

「申請者氏名」欄の押印を忘れないようにご注意ください